

大阪市水道事業管理規程第14号

大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 [略] [2・3 略] <u>4 前2項の規定にかかわらず、本市を退職した職員で、当該職員の知識や経験を活かすことを目的として行う採用試験を経て再び職員となった者（以下「カムバック職員」という。）の職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級に決定するものとする。ただし、局長が定める場合を除く。</u> <u>(1) 当該職員が直近のその職を退いた日（以下「直近の退職日」という。）の前日に給与規程第5条第2項第1号に規定する水道局企業職給料表(1)（以下「水道局企業職給料表(1)」という。）の適用を受けていた職員 直近の退職日の前日に属していた職務の級</u>	(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 [同左] [2・3 同左] [新設]

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 局長が定める職務の級

5 前3項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、複雑、困難及び責任の度に関し特別の考慮が必要であると認められる職務に従事する職を占めることとなる者の職務の級は、当該職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、その者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を水道局企業職給料表(1)の4級以上の職務の級に決定しようとする場合にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

(昇格)

第14条 [略]

2 前項第2号の規定により次の各号に掲げる職員をその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、局長が定めるところにより、当該各号に定める期間の全部又は一部をその者の属する職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

[(1) 略]

(2) カムバック職員 その者の経験年数のうち局長が定めるもので、その者の職務の級を決定するときに必要な在級期間とみなした期間以外の期間

(3)・(4) [略]

4 前2項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、複雑、困難及び責任の度に関し特別の考慮が必要であると認められる職務に従事する職を占めることとなる者の職務の級は、当該職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、その者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を給与規程第5条第2項第1号に規定する水道局企業職給料表(1) (以下「水道局企業職給料表(1)」という。)の4級以上の職務の級に決定しようとする場合にあっては、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

(昇格)

第14条 [同左]

2 [同左]

[(1) 同左]

[新設]

(2)・(3) [同左]

<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6</u> <u>カムバック職員のうち、局長が定める職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、前各項の規定にかかわらず、当該職員の直近の退職日の前日に属していた職務の級における号給、在級期間及び他の職員との均衡を考慮して、局長が定める号給とする。</u></p>	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第16条 [同左]</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。